

公益社団法人自動車技術会 展示会企画会議規則

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人自動車技術会定款（以下、「本会」という。）組織運営規則第13条第2項の規定に基づき、展示会企画会議組織の組織及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(展示会企画会議)

第2条 展示会企画会議は、自動車技術展：人とくるまのテクノロジー展（以下、「展示会」という）を通して、技術者及び研究者間の最新技術の情報交流に努めるとともに、若手技術者及び学生に勉学の場を提供することにより、自動車工学及び自動車技術の向上発展を図る。

第3条 展示会企画会議は、次の事項を行う。

- (1) 展示会事業の方針
- (2) 展示会の事業計画及び予算案の策定
- (3) 展示会の企画及び運営
- (4) 出展社の募集及び集客活動
- (4) 展示会における各種報奨・奨励
- (5) 自動車技術会の他の組織との連絡調整
- (6) その他展示会企画会議の目的達成のために必要な事項

第4条 展示会企画会議の委員は、正会員の中から、総務担当理事が推薦した者とし、理事会の承認を得て会長が委嘱する。

2 展示会企画会議の議長は、総務担当理事がこれにあたる。

3 議長及び委員の任期は、本会役員改選の年の展示会が終了した翌々月から翌々年の展示会が終了した翌月までの2年とする。ただし、補充又は増員のため就任した者の任期は、前任者又は現任者の任期の残存期間とし、また任期満了後であっても後任者が就任するまでは、なおその職務を行うものとする。

4 議長が欠けたとき又は議長に事故あるときは、会長が指名した委員がその職務を代行する。

第5条 展示会企画会議は、議長が招集する。展示会企画会議は、委任状を含め委員の二分の一以上の出席がなければ成立しない。

2 議長は、展示会企画会議を代表し、議事を統括し、決定事項は会長・理事会又は担当理事会に提案・報告しなければならない。

第6条 展示会企画会議は、運営上、必要に応じて小委員会又はワーキンググループを設けることができる。

(展示会出展料)

第7条 展示会出展料は、議長が会計担当理事と協議の上、展示会企画会議処理基準により定める。

(展示会入場料)

第8条 展示会入場料は、無料とする。ただし、出版物並びに展示会に付随する催事への入場料又は参加費は有料とすることができる。

2 前項の入場料及び参加費は、展示会企画会議処理基準により定める。

(処理基準)

第9条 その他本組織の運営に関し必要な細則については、展示会企画会議において処理基準を定め、これによるものとする。

(改廃)

第10条 この規則の改廃は、展示会企画会議の審議を経て、理事会の議決によらなければならない。

附 則

1 この規則は、2009年5月1日から施行する。

2 公益社団法人への移行登記により、名称変更を行う。（2011年4月1日登記）